

〈別添7〉

医科診療報酬点数表関係

<医科>

【在宅医療】

(問24) 在宅人工呼吸指導管理料の算定において、SASに対して、有効的とされるASVを用いた補助換気療法については、在宅人工呼吸指導管理料の対象とならない旨明確化されたが、この場合SASの患者に対しては、慢性心不全の有無や重症度により、在宅酸素療法指導管理料又は在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料が算定されるものと解してよいか。

(答) そのとおり。

<DPC>

6. 診断群分類点数表等により算定される診療報酬について

(問6-29) 「A234-3 患者サポート充実体制充実加算」については、平成26年改定で包括評価の対象外とされたが、改定後は医科点数表に基づき算定するのか。

(答) そのとおり。医科点数表に従い算定可能な場合に算定すること。

(問6-30) 「A234-3 患者サポート充実体制充実加算」については、平成26年改定で包括評価の対象外とされたが、改定前に当該加算を機能評価係数Iとして評価されていた患者については、改定後の4月以降の退院時に医科点数表に基づき算定することができるのか。

(答) 一連の入院において機能評価係数Iで評価されているため算定することができない。